

## 児童福祉法の改正について

### 1. 主な改正内容（平成 28 年 5 月 27 日成立・6 月 3 日公布）

#### (1) 児童福祉法の理念の明確化等【平成 28 年 6 月 3 日施行】

- ・児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。

#### (2) 児童虐待の発生予防

- ・市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。【平成 29 年 4 月 1 日施行】

#### (3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。【平成 29 年 4 月 1 日施行】
  - ・政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。【平成 29 年 4 月 1 日施行】
- 検討規定
- ・施行後 5 年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

### 2. 児童相談所移管に係る検討状況

#### (1) 検討状況

児童福祉法の改正により、特別区の児童相談所設置が可能となった。

設置にあたって、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議において、都区及び特別区間の協議・連携を進めている。また、区として、児童相談所の施設整備や人材確保等の方策について検討している。

#### (2) 検討作業

特別区児童相談所移管準備連絡調整会議において、課題を分類毎に整理した。

##### 【主な課題】

- 各区課題 児童相談所の設置形態、設置場所、児童相談所及び一時保護所の職員数・職員構成、社会的養護に関する事項 等
- 共通課題 職員の確保・育成・活用に関する事項、一時保護所の相互利用、共通の児童相談システムの導入 等
- 都協議課題 児童相談所の立ち上げ支援及び設置後の連携、社会的養護に関する事項、児童相談所設置市の事務に関する情報提供及び技術的支援 等